

## 第21回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年3月10日(木)

午前8時57分～午前11時38分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

## 第21回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年3月10日(木) 午前9時00分～午前11時38分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春(欠席)
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 3月の農業相談委員

4番	松井	悟	委員
5番	池田	光一	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第4条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(株式会社●● 代表取締役 ●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(●●●●・●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(有限会社●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ⑦ 農用地利用集積計画の承認について  
(中間管理事業)
- ⑧ 土地区画整理法第136条の規定による意見照会について  
(遠賀川駅南土地区画整理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 潮抜きについて
- ② 農業委員会通信について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会                    9 時                    0 0 分

議長

皆さんおはようございます。  
 本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席です。原田委員から欠席の連絡があります。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第21回遠賀町農業委員会総会を開会

いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第4条申請関係1件、農地法第5条申請関係4件、農用地利用集積計画関係1件、土地区画整理法による意見照会について1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 なお、本日は特殊な案件がありまして、関係者の方々に参加していただきますので通常とは異なる形で進行いたします。事務局より本日の流れを説明してもらいます。

事務局 はい、本日はまず付議案件⑧土地区画整理法による意見照会についての審議をさせていただきます。この後説明を行い、その後すぐに現地調査に向かいます。一度こちらに戻り、付議案件⑧の採決を行います。その後改めて通常の案件に入るという流れでさせていただきますと思います。

議長 それでは議事に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案と一緒に配布しておりました別冊資料に基づき、付議案件⑧土地区画整理法第136条の規定による意見照会について、をご説明させていただきます。以前より少し話をさせていただいておりましたが、今回遠賀川駅南地区において土地区画整理事業が計画されています。福岡県から土地区画整理法第136条の規定による意見照会ということで、遠賀町農業委員会に意見を求められています。土地区画整理法第136条の1項によりますと、土地区画整理事業に係る農地等の関係との調整という内容での意見

照会を求められているという状況です。福岡県の都市計画課から意見を求められています。

遠賀町農業委員会として事業計画についての意見を本日までご審議いただくこととなります。本日は土地区画整理準備組合の委員長をはじめ、遠賀町役場の担当部署であります駅周辺都市整備推進室の職員、業務代行者の方々がお見えでございます。まずは事業計画等を土地区画整理準備組合からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは土地区画整理準備組合より説明をお願いします。

区画整理準備組合委員長

- 準備組合出席者あいさつ
  
- これまでの事業経緯を説明

準備組合    事業名称は遠賀町遠賀川駅南区画整理事業です。施工者は遠賀町遠賀川駅南土地区画整理組合となります。施工場所につきましてはA3資料の右上の図をご覧ください。事業のエリアはJR鹿児島本線遠賀川駅南側に広がる、面積27.7haの地区になっております。地区の北側に隣接してJR鹿児島本線及び遠賀川駅があり、地区の東側は遠賀川総合運動公園の一部を取り込み、一級河川の吉原川に接し、地区の西側は遠賀川の準用河川柳田川に接しております。また、南側には遠賀町の都市計画道路老良・上別府線が東西方向に横断しております。続きまして施工前後の土地利用と地権者等についてです。施工前の土地利用につきましては別冊資料の21ページをご覧ください。

施工前の土地利用ですが、登記地積、土地利用状況ということで全体面積27.7haのうち農地・田んぼは全体で12.3haあります。全体面積の44.3%を占めております。他に雑種地が1.9ha、池沼が0.6haとなっており、民有地の地権者数は51名となっています。その他の白地の部分は公共用地で道路や総合運動公園及び水路となっており、合計が

13.47haとなっています。

次に施工後のまちづくりについてご説明します。A3の資料の下土地利用計画案をご覧ください。そちらに設計の概要図面を掲載しておりますが、今回の事業では公共交通及び道路交通の利便性を生かした、遠賀町の定住拠点地区の形成を目指しております。駅南広場両側にオレンジの囲いがついたピンク色の部分は駅広場両サイドです、ここにはマンションなどの中高層複合住宅を予定しております。そこから南側に伸びる道路、東西同じくピンク色の部分、こちらについては商業系の住宅街区を、生活利便性を向上させるような施設を予定しております。残りの黄色い部分は戸建て住宅を予定しております。なお、それぞれの面積は左の下の表、用途別面積の欄に記載しておりますが、中高層の複合住宅が1.0ha、商業地が3.0ha、戸建て住宅が9.7haです。地区全体の計画人口は今現在は人口は当然いません、施工後につきましては1,700人程度の人口増を想定しております。今回の事業計画に対して地権者の方51名全員の100%の同意が提出されております。施工前後の用排水と生産組合の同意につきまして、事業前後の用水について説明します。現在の雨水排水につきましては、別冊資料2の2ページの現況流域図をご覧ください。本地区は青色矢印のように用排水路が通過しています。雨水排水は地区の西側は柳田川を經由し、地区の中心は島田川を經由し、地区の東部は吉原川を經由して最終的には遠賀川に排出されます。次に宅地後の雨水排水につきまして、次の23ページが施工後の計画になります。流域を区画整理をしますと、どうしても流出係数が上がってきますので、流域を調整することで柳田川、島田川については施工前と同じ計画水量を放流するように計画し、農地改良したことによる流出増加については、総合運動公園内に設置する調整池を介して吉原川に排出する設計としております。なお、土地区画整理事業を施工することによる水利の変更につきましては、本支流にて上流側木守及び下流側広渡の生産組合と協議を行い同意をいただいております。その同意の写しは別冊資料14ページと15ページに掲載をしております。なお、事業計画地内の公共下水道を整備する計画としておりまして、汚水は商業地も含め下水に接続して排出します。事

業のスケジュールについてですが、A3資料の右下に全体スケジュール、概略ではございますが載せております。事業の施工期間についてですが、今後の予定としては令和4年6月に組合設立の認可を予定しており、その後令和4年8月、これは組合が法人化して正式な組織になった後に、すぐに農地転用の手続きを予定しております。許可が得られれば令和4年10月くらいから工事の着手に入って参りたいと考えています。令和11年度にかけて工事を行い、令和12年度に事務処理等を行って組合を解散する予定となっております。以上が簡単ではありますが事業の概要の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。それでは事務局から何かあればお願いします。

事務局

はい、先程事業の概要を説明していただきましたが、今回の審議でございますが、土地区画整理法に基づくものでありまして、審査のポイントとしましては、この区画整理事業が周辺の農地とか営農に及ぼす影響というものが審査のポイントでございます。例えば区画整理事業により周辺地域の水利に影響がないかどうか、周辺の農地がまだございますので、その農地に影響がないかどうか。といったようなところになります。実際に工事に入りますのは、先程の説明にもありましたが8月に転用申請して10月ごろというような話で、その時には別途転用の申請が必要になってくるということになります。具体的な採決の内容等々につきましては、現地調査の後に細かく説明をさせていただこうと思っております。

議長

ありがとうございました。今回のこの案件については関係者がおられますが、方々も今から現地に私たちと共に同行していただきます。現地で調査する中で色々質問・意見等あると思いますので、その場で対応して、また戻ってきて協議となりますので、この案件が済むまでは関係者の皆様も同席していただきます。この案件が終了した後に通常の農業委員会の案件に戻りたいと思います。

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩  
します。

休 憩 9 時 2 5 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 1 1 分

議長 再開します。今回は関係者の方々に来ていただいているの  
で、付議案件⑧から審議をします。  
まず関係者への質問・意見等ある方は挙手を願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでこの計画についての説明は終了いたします。  
関係者の方々はご退席ください。ありがとうございました。

関係者 退出

議長 それでは、事務局より審議内容等の説明をお願いします。

事務局 はい、まずは今後の手続きの流れについてご説明いたしま  
す。本日この後福岡県の方から意見照会を求められておりま  
すので、それに対する回答案について審議をさせていただきます。  
その後福岡県農業会議の常設審議委員会に遠賀町農業  
委員会の方から同様に意見照会を行います。3月16日、来  
週です、福岡県農業会議の方で常設審議委員会が開催され  
て、そこでこの案件も審議をされるという予定です。常設審  
議委員会に先立ちまして、明日常設審議委員会の委員の会  
長、副会長そして地元の審議委員さん、事務局長の計4名の  
現地視察がございます。その後16日に常設審議委員会にか  
かりまして、問題無いとなりましたら我々の方から県へ回答  
書を提出するという流れになります。その後、実際に工事を

行う場合には、冒頭にもお話をしましたが、改めて農地転用の手続きが必要になってきますので、申請が出された際には同様に総会にかかりまして、福岡県農業会議の方に意見照会をして、県の方に申請書を提出、その後国と県が協議を行うということですが、県が最終的に他の転用と同じく許可書を出すというのが今後の手続きの流れになります。

続きまして、本日先程もお話ししましたが、県に提出する回答の案についてご説明いたします。

本日お配りしております1枚紙の左上に小さい文字ですが、回答案と書かれたものをご覧ください。回答の案ということで議案協議等々で協議させていただき、事務局として案を作成しております。ご覧いただきまして、下に1、2、3、4とありますが、4項目意見を付して承諾という内容で作成してはどうかと考えております。まず条件部分の1番目ですが、「用排水施設等について関係者との協議を十分に行い適宜調整を図ること。」と記載をしておりますが、先程現地でも説明、また冒頭で事業者の方から説明もありましたが、水利の切替が行われます。計画上では土地区画整理事業の実施前と後で放流する水量等は変わらないということではございますが、関係者の意見等を聞いて、工事計画に十分に反映するようにとの文言を入れております。この内容については関係生産組合長、また4月の生産組合長会議等々でも関係者の方と情報の共有をして調整をしていきたいと考えております。

次に2番目の項目についてです。「周辺農地について関係者との協議を十分に行い、適宜調整を図ること。」としておりますが、先程ご覧いただきました通り、周辺農地がまだ数多くございますので、その営農に支障が無いように十分協議をしてくださいということです。

3番目です。「事業に伴う農地転用については、別途所定の手続きを行うこと。」と記載しておりますが、これは何度も話が出ておりますが、農地転用の手続きは別途必要ということですので、申請手続きをしてくださいというところを入れさせていただきます。

最後に4番目ですが、「事業区域内に営農規模の方がある場

合は営農が継続できるように対策を講じること。」としております。区画整理を行っていきますが、想定としてはすべて宅地とか商業地等というようなご説明にはなりましたが、実際この工事に入る際には土地活用のアンケート調査というものが実施されると聞いております。その中で営農を希望される方がおられれば、今回は高い減歩率ですが、農地としてお返しするということになります。その場合は換地が行われますが、換地の位置の調整や造成のやり方等に配慮をするような対策を講じることをお願いしたいということで、記載しております。

以上です。

議長 ただいま事務局より今後の流れや回答案について説明がありましたが、回答案について追加内容の検討等がある委員は挙手を願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑧土地区画整理法第136条の規定による意見照会について、現在の回答案を承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑧は承認されました。

議長 それでは、改めて通常の審議に戻ります。  
現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明願います。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
先程現地を見ていただきましたが、譲受人が浅木にお住まいの●●●●氏、譲渡人が浅木にお住まいの●●●●氏 外1

名の共有名義になります。

申請地が3ページの字図にありますように、大字浅木字片牟田92番、地目が田、面積が1,526㎡です。農地域は農業振興地域内非農用地となっております。

現地をご覧いただきましたように半分は麦を植えて、もう半分は倉庫となっております。すでに●●●●氏が親戚ということで借り受けて耕作管理を行っており、今回購入ということで、耕作面積や従事する環境に特段問題はないものと思われれます。

続きまして議案書の4ページをお開きください。

付議案件②農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。4条なので所有者は変わりません。申請人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、申請地が5ページの位置図、6ページの字図にありますように、大字今古賀字正堺312番1、地目は畑、面積が753㎡です。

農地域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請目的は1棟8戸の共同住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7ページが現況図、8ページが配置図、9ページが外構図ですが、本来申請書として出されたものは給排水管の色分けがありました。白黒コピーの関係で色が映らず申し訳ありませんが適切に敷設されております。10ページが断面図、11ページが事業計画書、12ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道での処理となっております。13ページが関係者説明に関する調査票となっております。隣接農地はございません。

続きまして議案書の14ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府の株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が宗像市にお住まいの●●●●氏で、申請地が16ペ

一ジの字図にありますように、大字別府字北浦 3 5 7 2 番、地目は畑、面積が 3 3 1 m<sup>2</sup>です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種住居地域の第 3 種農地となっております。

申請目的は駐車場です。今回の譲受人が●●●●の関連会社で、共同で使うということです。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

1 7 ページが現況図、1 8 ページが計画図で、7 台分の駐車スペースを確保するという事です。工事等々につきましては現状をそのまま活用するという事で工事等はありません。1 9 ページが事業計画書、2 0 ページが被害防除計画書で、排水は舗装等を行いませんので、雨水は自然流下、汚水は発生無しとなっております。2 1 ページが関係者説明に関する調査票ですが、見ていただいたとおり、隣接農地が●●●●氏の農地でございます、一番右の承諾・不承諾の欄に丸がついていないという状況でして、実際に承諾しないということ●●●氏が言われているということです。議案書戻っていただきまして 1 6 ページをお開きください。黒く囲んだ申請地のすぐ下、3 5 6 7 番 1 及びその右隣 3 5 6 8 番 2、こちらが●●●●氏の畑で、ここが隣接するので承諾をという話だったのですが、聞くところによると今回の申請地を●●●●氏が通っていたということで、そこを駐車場にされると通れないので困るとおっしゃっているということです。この通っていたというのを関係者に確認したところ、承諾を得て通っていたわけではなさそうであると。言い方は悪いですが、勝手に通っていたということを聞いております。ここを駐車場にすると全く中に入れないのかというところですが、字図の 3 5 6 8 番 2 の隣、3 5 6 8 番 1 これは宅地ですが、ここも●●●●氏の所有になっておりまして、ここは接道していて、こちらから入れるのではないだろうかということで現地を見ていただくのですが、3 5 6 7 番 1 と 3 5 6 8 番 2 は一部段差があるということで、段差があるので通れないということですが、対策を少しすれば通れる程度の段差であると考えられます。現状確かに 1 m、2 m くらいはありそうで

すが、全く何もしていない状況であるので、勝手に通っていたというところを鑑みて、そこが通れないから承諾しないというのは法的には通用しないだろうというところもございまして、承諾はしていないという形ですが今回議案として挙げているといったような次第です。

最終的には許可権者である福岡県の方に確認をしますが、間に入っている業者がすでに確認をしておりまして、そういった状況であれば許可をしないとは言えないということです。仮に出れば、他の条件を見てからということになるでしょうが、その部分をもって許可しないことにはならないということです。そういった協議がすでになされているという形でございます。

また詳しくは現地調査が終わってから何かあればご質問いただければと思います。

事務局としては承諾が無いという以外で粛々と計画等々で判断をするということです。それが許可相当であれば許可相当という形と考えております。

議案書進みまして、22ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が田園にお住まいの●●●●・●●夫婦、譲渡人が八幡西区にお住まいの●●●●氏、●●●●氏で、申請地が24ページの字図にありますように、田園3丁目854番2外1筆、地目は田、合計面積が11.68㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用地区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は進入路です。後で現地を見ていただきますが、すでに完成をしております。経緯を申し上げますと令和元年に隣接地で中規模の開発があつておりまして、その時の残地のような形で残っていた部分で、その際に道路と一緒に舗装をしてしまったようです。今回金子さんへ無償譲渡するということが手続きをしようとしたところ農地として残っていたことが判明し、遅ればせながら転用申請をするという流れです。

25ページが現況図ですが、すでに完成しております。26ページが被害防除計画書で、排水は雨水は道路側溝がありま

すのでそこに流し、汚水は発生無しです。27ページが関係者説明に関する調査票となっておりまして、隣接農地は無し。28ページが始末書です。

続きまして議案書の29ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が八幡西区の●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が大野城市にお住まいの●●●●氏で、申請地が31ページの字図にありますように、大字今古賀字前見591番1 外5筆、地目は田、合計面積が1,828㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は9区画の宅地分譲です。造成のみの転用となります。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、今古賀生産組合長さんの条件付き承諾となっております。32ページ、33ページに条件部分を記載しております。

今古賀でよくある埋設管、用水のバルブがありますので適正に対処してほしいということです。

34ページが現況図、35ページが土地利用計画平面図と造成計画平面図、36ページが断面図、37ページが雨水・給排水計画図、38ページが事業計画書、39ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道への接続となっており、40ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の41ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が若松の有限会社●●●●工業所 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が若松にお住まいの●●●●●氏で、申請地が43ページの字図にありますように、大字若松字芝原250番外1筆、地目は田、2筆合計面積が638㎡です。

もう一つ雑種地が1筆ありまして、3筆合計685㎡での計

画です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。南側が広い農地ですので第1種農地になります。

申請目的は駐車場です。先月の案件でもありましたが、第1種農地は本来であれば、原則転用不可ですが、例外として既存敷地の2分の1以内の拡張であれば許可できるとされています。先月もお話しましたが、隣接する●●●●の敷地面積は4977.58㎡あり、今回の転用面積は685㎡ですので、この例外に該当します。先月の面積と合わせても半分に満たないところです。

その他、申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

44ページが現況図、45ページが土地利用計画平面図及び断面図、46ページが事業計画書で21台分の駐車スペースを確保するという計画です。一部隣接のところに●●●●が企業内保育所を新しく建設しております。従業員の駐車場及び保育所の先生の駐車場、送迎の時に使う駐車場ということで、先月50台分の駐車場を作りましたが、まだ少し不足しているということで今回の申請となっております。47ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は発生無しとなっております。48ページが関係者説明に関する調査票となっておりますが、隣接農地はありません。回りがすべて水路及び道路となっておりますので隣接農地は無しということです。

現地調査を伴う案件は以上です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 10時 41分

— 現地調査後 —

議長 再開します。  
それでは、付議案件①を議題に供します。  
まずは地区担当の高崎洋介副会長からご報告をお願いします。

副会長  
(2番) 特に問題は無いと思われ、ご審議の程よろしくお願  
いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある  
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可の申請について、  
原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。  
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(6番) 特に問題は無いと思われ、ご審議のほどよろしくお願  
いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある  
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。  
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6 番) 申請書類上は特に問題は無いと思われませんが、隣接農地の所有者が納得されていないようで、隣接農地の所有者への説明が不十分だとは思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員 昔から隣の田んぼを通らないと出入りできない田んぼは遠賀町にはたくさんあります。ここはそうしていたのですか。契約はしていたのでしょうか。

事務局 話としては、地権者同士で話はあまりされてなかったようです。

委員 ということは無許可で通っていたということですか。

事務局 そういうことになります。

委員 それなら許可申請を出そうが隣地は何も関係ないですね。

事務局 法的にはそうなります。

委員 わかりました。

議長 現地を見ても機械が通ったような形跡はないし。

議長 ほかにないでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。  
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 始末書も出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願  
(4番) いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 次に付議案件⑤を議題に供します。  
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 ここも区画整理の中の農地ですので特に問題は無いと思われ

(6番) ます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 次に付議案件⑥を議題に供します。  
まずは地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 (5番) 特に問題は無いと思われ、ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 それでは、付議案件⑦について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の49ページをお開きください。  
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。  
中間管理事業の利用権設定分で、今回は13筆 11,075  
㎡の承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。  
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり  
承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑦は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書最終ページ50ページをご覧ください。  
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。  
利用権の合意解約ですが、11筆 合計11,390㎡が出て  
きております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それでは報告案件について質疑、  
意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告案件①潮抜きについて説明

報告案件②農業委員会通信について説明

報告案件③農地改良届の様式の見直しについて説明

議長

それでは、その他の案件について皆さんの方から質問等ありませんか。

【ありません。】の声

議長

それでは全体的に皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長

ご意見等無いようでございますので、以上をもって第21回賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会            1 1 時            3 8 分